

京都市交流促進・まちづくりプラザ指定管理者募集に係る質問及び回答

No	京都市交流促進・まちづくりプラザ 指定管理者募集要項	質問	回答
1	4 業務の概要 (3) 前各号に掲げるもののほか、 プラザの運営等に関し、京都市が必 要と認める事業に関する事。	施設内において市の情報誌等を掲示 することはしても良いのか？	可能です。
2	5 管理運営に係る基本的事項 (4) 管理運営業務に係る費用	光熱水費はすべての施設（建物）にお いて指定管理者負担か？	本施設に係る水光熱費は、管理運営業務に係る費用として委託料か らお支払いいただきます。
3	同上	キッズランド・自主事業・ライブラリ ーにおいて施設の看板等は京都市側で 整備されるのか？（負担区分はどちら か？）	本市において設置予定の看板等については以下のとおりです。 ・計画建物1壁面：キッズランド愛称（別途公募予定） ・計画建物3壁面：施設名（京都市交流促進・まちづくりプラザ） これ以外に業務実施に当たり看板が必要と判断される場合には、管 理運営業務に係る費用として委託料からお支払いいただくことになり ます。 また、自主事業に係る看板等の設置については指定管理者の負担と なります。 なお、設置に当たっては、本市と事前協議のうえ、必要に応じて本 市屋外広告物条例に基づく諸手続を行っていただく場合があります。
4	5 管理運営に係る基本的事項 (7) 自主事業	自主事業の施設に係る使用料の支払 が必要とあるが、納付金額はいくらで想 定すればよいのか？	本施設敷地内における自主事業の実施は、行政財産の目的外使用に 当たり、原則として使用料が発生します。納付額については、自主事 業を実施する場所（屋内、屋外）、使用面積及び使用期間に応じて、土 地の固定資産評価単価及び建物評価額（使用等面積）をベースに算定 することになります（京都市公有財産及び物品条例第2条参照）。 【参考】 ○京都市公有財産及び物品条例 https://www1.greiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000322.html ○公有財産（土地・建物）の使用料及び貸付料の算定方法について https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000210058.html

No	京都市交流促進・まちづくりプラザ 指定管理者募集要項	質問	回答
5	同上	上記の使用料に関し、令和2年4月1日から指定管理の始期までの期間は使用料が発生するのか？	指定管理期間の始期等とは無関係に、自主事業による本施設使用の始期から使用料が発生します。
6	同上	自主事業において販売物に制限はあるのか？	販売物に関する制限はありませんが、自主事業で物販等を行う場合には、目的外使用許可手続による本市からの許可を得て行っていただくこととなり、許可の条件には、当該施設の使用又は目的を妨げないことが含まれています。そのため、物販の実施に当たっては、事前に本市の承認を得たうえで、指定管理業務の実施を妨げない範囲において行っていただく必要があります。
7	別紙1「京都市交流促進・まちづくりプラザ管理運営業の内容及びその基準」 1 施設の運営に関する業務 (2) 多目的室運営業務	多目的室使用料も京都市の収入になるのか？	本施設の使用に係る使用料（キッズランド及び多目的室（附属設備使用料を含む。））は全て京都市の収入として取り扱います。
8	別紙1「京都市交流促進・まちづくりプラザ管理運営業の内容及びその基準」 1 施設の運営に関する業務 (3) 図書施設運営業務	図書施設において無料の貸出機能付帯とあるが、利用者情報の管理はどこまですべきか？（何らかのシステム導入が必要となる場合イニシャルにも関わってくる為）	図書の貸出に当たり必要となる個人情報を適切に管理いただく必要はありますが、管理システムに係る特定の条件等はありません。
9	別紙1「京都市交流促進・まちづくりプラザ管理運営業の内容及びその基準」 1 施設の運営に関する業務 (4) 各種講座等の企画及び実施業務	各種講座について、実費を徴収する場合は事前に企画書提出とあるが実施よりどのくらい前までに提出が必要か？	実費を徴収する講座の頻度にもよるため、具体的には指定候補者決定後に協議しますが、現時点では四半期ごとに該当する講座に係る企画書を作成・提出していただくことを考えています。
10	同上	ア、イの講座等企画に関し、企画内容については京都市と事前協議が必要か？	実費を徴収するもの以外は、事前協議不要です。

No	京都市交流促進・まちづくりプラザ 指定管理者募集要項	質問	回答
1 1	別紙1「京都市交流促進・まちづくりプラザ管理運営業の内容及びその基準」 1 施設の運営に関する業務 (5) まちづくりに関する相談業務等	まちづくりに関する相談業務(アからウ)において、京都市からの情報提供や定期的な意見は求めてよいのか？	情報提供、意見交換等を行う機会は定期的に設けることを予定していますが、指定管理者からの求めに応じて、機会を設けることも可能です。
1 2	別紙1「京都市交流促進・まちづくりプラザ管理運営業の内容及びその基準」 2 施設の管理に関する業務 (6) 保安警備業務	施設警備に係る金額は全て指定管理者負担か？(建物警備に関し京都市側で予定しているものはあるか？)	光熱水費と同様、管理運営業務に係る費用として委託料からお支払いいただきます。 なお、本施設における防犯設備として、本市において防犯カメラを設置する予定であり、費用は本市で負担します。
1 3	別紙1「京都市交流促進・まちづくりプラザ管理運営業の内容及びその基準」 3 その他 (2) 物品の管理	利用者用ロッカーは指定管理者負担か？ また「最低限必要なもの」にはOA機器類(パソコン・コピー機等)も含まれるか？	利用者用ロッカーは、本施設の供用に当たり最低限必要なものには含まれておりません。 このため、指定管理者において業務実施に当たり必要なものであると判断される場合には、管理運営業務に係る費用として委託料からお支払いいただくこととなります。 また、OA機器類については、管理運営業務に当たり最低限必要となるものとして、パソコン(5台程度)、複合機(2機程度)の本市リースによる貸与を想定しています。